



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



目 次

- P.2
2025年4月から「公益法人制度」が変わります
- P.4
新会計基準の適用における事前の検討事項について
- P.5
4月に事業年度を開始する法人の事業報告について
- P.6
公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定等委員会だより

公益法人の皆様、公益法人にご関心の皆様へ

2025年4月から 「公益法人制度」が 変わります

「公益法人制度」が令和7年4月から変わります

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な 公益活動を行っていただけるよう、自律的な経営判断が尊重されるとともに、透明性が高く信頼性が高い仕組みへ見直されます。

※公益法人等制度改革特集ページ



① 制度を改正した趣旨・目的

公益法人は、民間公益の担い手として **大きな潜在力** を持っています。しかし、これまでの制度（財務規律や行政手続）の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声がありました。

法人数:約9,700法人
職員数:約29万人
公益目的事業費:
年間約6兆円
総資産:約31兆円

財務規律等を見直し、**法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能**とします。

法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、**国民からの信頼を確保**します。

民間公益活動の
一層の活性化へ



② 改正の内容

(1) 財務規律の柔軟化・明確化



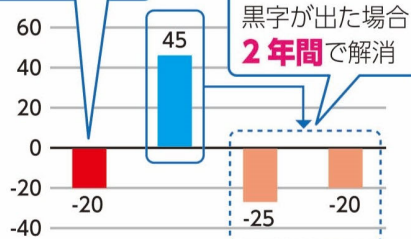
1 「収支相償」から「**中期的な収支均衡**」に変わります。
(過去4年間の赤字の通算、黒字の5年間で解消が可能に)



例

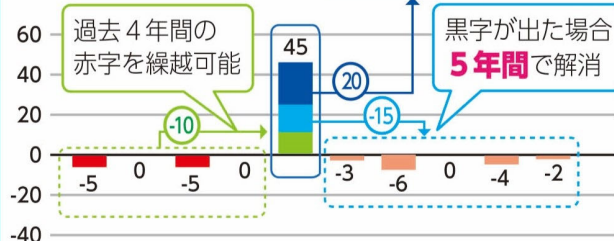
収支相償（現行）

過去の赤字は
考慮されず



中期的収支均衡（改正後）

公益充実資金
の積立て



2 将来の公益目的事業のための「**公益充実資金**」を創設します。
(法人全体で1つの積立になり、状況変化に応じた公益的事業のための柔軟な資金活用が可能に)



3 不測の事態に備える「**予備財産**」を持つことができます。
(「遊休財産（→使途不特定財産）」の上限とは別枠で)

予備財産活用のイメージ

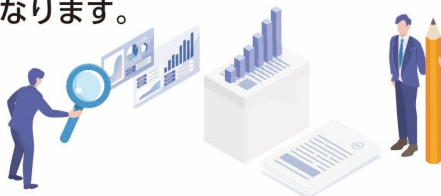
演奏会を行う法人が感染症のまん延による演奏会の開催中止及び中止期間の固定費の支払いに備える。(予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成、一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有)



(2) 行政手続の簡素化・合理化

事業変更の多くが「変更認定」(事前)から「**変更届出**」(事後)に変わります。
※公益目的事業に該当するかどうかの判断に影響の少ない変更は、届出化

審査における**確認事項**や、**申請書**に記載すべき内容、必要な**提出書類が明確**になります。



✓ 公益法人のより**迅速**な事業展開が可能に

(3) 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

公益法人が**自ら適切なガバナンスを確保するための仕組みが強化**されます。
※外部理事・外部監事の導入、ガバナンスの取組の事業報告記載など

公益法人の**情報開示が強化**され、**透明性が向上**します。
※行政庁による定期提出書類の公表、開示情報の拡充、区分経理の実施など

行政庁はメリハリのある効果的な事後チェックを行います。

✓ 公益法人がより**信頼**される存在に



新会計基準の適用における 事前の検討事項について

法人の御担当者様におかれましては、新しい会計基準の適用に関して、経過措置期間を踏まえていつから適用するかを決定するとともに、同時に下記の事項について事前に検討を行い準備しておくことが有用です。

- 貸借対照表の会計区分別内訳を作成するにあたり、新会計基準を適用する事業年度の前期末の残高及び控除対象財産残高に基づいて、会計区分別の期首残高を算定することが必要と考えます。また当該注記の作成にあたり、日々の会計区分別の会計処理に基づいて残高を算定する（継続記録法）のか、もしくは棚卸的な方法により作成するかを検討する必要があります。内閣府の公益法人の会計に関する研究会による令和5年度報告において、【貸借対照表会計区分別内訳の作成方法】を示していますので、ご参照ください。
- 活動計算書の財源別区分内訳の作成に関して、指定純資産を財源とする費用の会計処理、開示について検討しましょう。
- 指定寄附資金を保有する公益法人は「指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み」の注記を作成するため、受入年度を含めて内訳を把握し、計画的に使用する管理を行っていくことが必要になります。
- 関連当事者との取引の開示に関して、関連当事者の範囲が拡大していますので、経常的に行われる取引のうち開示対象となりうる性質の取引については、事前に該当するものが含まれていないか確認することが有用です。
- 収益認識に関する会計処理（原則処理）及び固定資産に関する減損会計（原則処理）の適用による影響に関して、法人内で検討し、必要に応じて会計監査人と協議しましょう（特に会計監査人設置法人に影響します）。
- 財務規律適合性に関する明細（附属明細書）の作成について、決算のスケジュールを見直し、計算書類の一部として作成完了できるようにするための準備を行いましょう。当該明細のうち、決算数値以外の記載事項については決算前に整理しておくことが有用です（特に会計監査人設置法人に影響します）。
- 新会計基準を適用した場合における財務会計システムの対応状況を確認し、システム内/外で対応する事項の整理をしましょう。

【貸借対照表会計区分別内訳の作成方法】（公益法人の会計に関する研究会による令和5年度報告）は「公益法人information」からご覧いただけます。

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

公益法人information トップページ → 「委員会等からの情報を知る」タブの中の「公益法人の会計に関する研究会」をクリック → “令和6年5月24日「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」の公表について”をクリック

4月に事業年度を開始する法人の 事業報告について

4月1日に事業年度を開始される法人が多いですが、当該法人における事業報告について、提出期限や様式に関する留意事項を御連絡します。該当法人におかれましては、以下の点に御留意の上、作業をお願いいたします。

【令和6年度・事業報告（提出期限：令和7年6月30日（月））】

従来と様式が変わります。新様式※を含む「C2-1レイアウト（本編）」のExcelファイル等をご使用ください。

令和5年度以前の旧様式のExcelファイルをコピー、上書き等行ったファイルでは、システムの様式チェックでエラーとなり受け付けられません。

※ 新様式では、運営組織の重要事項・事業活動の重要事項等の新記載が必要となります。なお、令和6年度は改正法施行前の事業年度であり、財務規律等については現行制度が適用されるため、財務の報告（別表A,B,C,F,H）は従来の様式です。

（運営組織の重要事項・事業活動の重要事項等における新規事項）

- ・ 理事、監事、評議員それぞれの報酬等の総額
- ・ 報酬が2,000万円を超える理事又は監事が存する場合は当該額及びその理由
- ・ 関連当事者との取引の有無
- ・ 海外への送金等取引の有無及びリスク軽減策の有無 等

また、現行では作成・備置き等のみが求められている

- ・ 特定費用準備資金について備置き、閲覧等事項を記載した書類
- ・ 資産取得資金について備置き、閲覧等事項を記載した書類
- ・ 指定寄附資金について備置き、閲覧等事項を記載した書類

についても提出が必要となります。

提出された書類は、原則として（※）そのまま公表されます（社員名簿及び役員名簿の住所の部分は除く。）。

※提出書類のうち、別表F、別表H、理事会等の承認を証する書類、納税証明書（地方税）、確認書（国税）、細則類、提出書（かがみ文書）以外のものが公表されます。

公益法人の皆様におかれては、事業報告を含む財産目録等に個人情報に記載する場合には本人の了解を得るなど、個人情報の適切な取扱いに留意してください。

制度改正解説資料（P71-78）も御参照ください！

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/quorpj5z35.pdf>

上記資料を基にした説明会動画も公表しています！

<https://www.youtube.com/watch?v=cDyN2ZbxDJA>

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

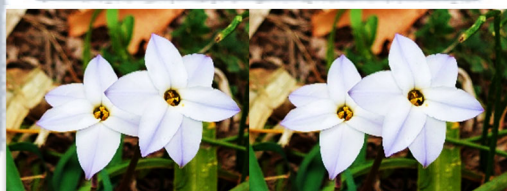
電話 03(5403)9669

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9557

平日 9時～12時

13時～17時30分

（12時～13時は対応していません。）

ポータルサイトがリニューアルされました！
デザインを一新し、より見やすく使いやすいサイトになりました！
「公益法人information」<<https://www.koeki-info.go.jp/>>



➡ 電子申請窓口

各ページ右上の「電子申請窓口」からログインできます。

ログインIDをお持ちの方

ログインID

パスワード

ログイン

[パスワードをお忘れの方はこちら](#)

[パスワードをお忘れの方はこちら](#)

パスワードをお忘れの方はこちらから
パスワードを再設定してください。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555